# 入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

2024年2月2日

国立大学法人東京医科歯科大学長 田中 雄二郎

## 1 工事概要

- (1) 工 事 名 東京医科歯科大学(湯島)D棟空調熱源設備等改修工事
- (2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内
- (3) 工事内容 建物用途 病院、研究施設

棟名称 D棟

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

階数・面積 地上12階 地下2階 26,793.47㎡

工事内容空調設備、排煙設備、自動制御設備、二次側動力設備、

給水設備、給湯設備

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から2025年3月31日(月)まで。
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律 第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義 務付けられた工事である。
- (6) 本工事は競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認 資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。な お、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることが できる。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請 書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総 合評価落札方式(実績評価型)を実施する工事である。

#### 2 競争参加資格

- (1)国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年度1月6日文部科学大臣 決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和5、6年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が、A又はB等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4)総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績」の欠格に該当しないこと(入札説明書参照)。
- (5) 2008年度(平成20年度)以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に 掲げる基準を全て満たす新築、増築又は改修工事を施工した実績を有すること。(共同 企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
  - ① 病院又は研究施設
  - ② 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物
  - ③ 冷暖房のどちらかの能力の合計が300kW以上の中央熱源設備の新設又は更新工事の実績を含むこと。
  - ④ 管工事(空気調和設備工事を含むこと)
- (6)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 2008年度(平成20年度)以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
  - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が 必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明 示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7)申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は 人的関係が有る者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札 説明書参照。)。)
- (10) 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県又は茨城県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。)。
- (12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

# 3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
  - ① 入札参加者は、「価格」と「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
    - (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
    - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
  - ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

## (2)総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高26点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の 評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

## (3) 評価項目

評価項目は、以下のとおりとする(詳細は入札説明書による。)。

- ① 企業の技術力
  - ・企業の施工能力
  - 配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
  - ・法令遵守 (コンプライアンス)
  - 地域精通度
  - ワーク・ライフ・バランス等の推進

## 4 入札手続等

(1) 担当部局

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

国立大学法人東京医科歯科大学施設部施設企画課施設契約係

電話 03-5803-5053

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法等

2024年2月2日(金)から2024年2月28日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

東京医科歯科大学ホームページにて無料で交付する。

(企業・研究者・一般の方 > 調達情報 > 調達情報 (工事調達))

図面・現場説明書等の交付方法については、別紙「図面・現場説明書等の交付方法について」を参照。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

2024年2月5日(月)から2024年2月13日(火)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

上記(1)に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参すること。(郵送による提出は認めない。) 持参の場合は、4(1) に提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、2024年2月21日(水)から2024年2月28日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで。

(ただし最終日の2024年2月28日(水)は11時00分まで。)

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)。

開札日時 2024年2月29日(木) 13時00分

開札場所 〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

国立大学法人東京医科歯科大学 1号館西3階財務部・施設部打合室

# 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券の提供または銀行、または東京医科歯科大学長が認める金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3)入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に 虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4)落札者の決定方法 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3 (2)の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

- (5)配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の 状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 契約書の作成の要否 要。
- (7) ヒアリング実施の必要が生じた場合は行う。
- (8) 関連情報を入札するための照会窓口 上記4(1)と同じ。

- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争 参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3) により申請書及び資料を提出すること ができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (11) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無無。
- (12) 詳細は入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

東京医科歯科大学(湯島)D棟空調熱源設備等改修工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 2024年2月2日
- 2 契約者 国立大学法人東京医科歯科大学長 田中 雄二郎

#### 3 工事概要等

- (1) 工 事 名 東京医科歯科大学(湯島)D棟空調熱源設備等改修工事
- (2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 原則として、契約締結日の翌日から2025年3月31日(月)まで。
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律 第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が 義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格 確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行 う。電子入札は、文部科学省電子入札ホームページ

(http://portal.ebid.mext.go.jp/)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加希望届出書(参考様式)を施設部施設企画課施設契約係に対し、下記8(1)①に掲げる日までに提出して行うものとする。

(7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(実績評価型)を実施する工事である。

#### 4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣 決定)第1章第4条に定めるところにより格付けした管工事に係る令和5、6年度の 等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が、A又はB等級の 認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続 開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づ き再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争 参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4)下記6(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績」の欠格に該当しないこと
- (5) 2008年度(平成20年度)以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる基準を満たす新築、増築又は改修工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ① 病院又は研究施設

- ② 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物
- ③ 冷暖房のどちらかの能力の合計が300kW以上の中央熱源設備の新設又は更新工事の実績を含むこと。
- ④ 管工事(空気調和設備工事を含むこと)
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
  - ・技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る。)とするものに合格した者
  - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 2008年度(平成20年度)以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記 (5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7)申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8)上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コン サルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関 連がある建設業者でないこと。

受託者が設計共同体である場合は、上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、 次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監 査等委員である取締役
    - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により

業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4)組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合 (共同企業体を含む。) とその構成員が同一の入札に参加している場合その他
- 上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 (10) 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県又は茨城県内に建設業法に基づく許可を有する 本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で ないこと。
- ①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

- ②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
  - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社、若しくは第三者 の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用 するなどしているときにおける当該有資格業者。
  - (ロ)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
  - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
  - (二)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りな がら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではな く、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当 局で行うものとする。
- (12)建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

## 5 設計業務等の受託者等

- (1)上記4の(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、 次に掲げる者である。
  - ・ (株) 総合設備コンサルタント
- (2)上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」 とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただ

し、(イ)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合 は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は 人的関係があると認められる場合。

# 6 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
- ① 入札参加者は、「価格」と「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
  - (イ)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - (ロ)評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
- (2)総合評価の方法
  - ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高26点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
- ・評価値= (標準点+加算点) /入札価格

評価項目		目	評価基準		五点 満点	
		同種工事の施工実績 (2008年度(平成20年 度)以降の施工実績) (複数の施工実績を提出 した者については、その うちの最低の実績をもっ て評価点数を与える。)	・国、特殊法人等(※1)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。			
					4	
		工事成績	当該工事種別の2021年度(過去2年度)以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			
			84点以上	5		
	企業の施工能力		81点以上84点未満	4	5	
			78点以上81点未満	3		
ı			75点以上78点未満	2		
			72点以上75点未満	1		
			72点未満(含実績なし)	0		
			各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満 【欠格】			
			文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・ 引き渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が 発生した事例がある。【欠格】	欠格		
① 企	配置者の定式者	同種工事の施工経験 (2008年度(平成20年 度)以降の施工経験) (複数の施工経験を提出 した者については、その うちの最低の経験をもっ て評価点数を与える。)	国、特殊法人等(※1)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理) 技術者又は現場代理人としての経験あり。	4		
業 の				2	4	
技術力			主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0		
			経験無し又は施工経験が分かる書類が未提出。	欠格		
		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績(2008年度(平成20年度)(過去15年度)以降に完成した工事に限る)。 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			
			83点以上	10		
			82点以上83点未満	9		
			81点以上82点未満	8		
			80点以上81点未満	7		
			79点以上80点未満	6		
			78点以上79点未満	5	10 	
			77点以上78点未満	4		
			76点以上77点未満	3		
			75点以上76点未満	2		
			72点以上75点未満	1		
			72点未満(含実績なし)	0		
			65点未満 【欠格】	欠格		

	法令遵守 (コンプライアン	<b>東ルロッドナミトウム</b> /ニサ	あり。 <b>※</b> 2	-2	0
	(12) (12) (12)	事故及び不誠実な行為	なし。	0	
	地域精通度	地理的条件 (緊急時の施工体制)	当該工事区域に技術者・資器材等の拠点あり。	2	_ 2
② 企 業			当該工事区域に技術者・資器材等の拠点なし。	0	
の信頼性・社会	ワーク・ライフ・バ ランス等の推進	ワーク・ライフ・バラン ス等の取組に関する認定	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく 認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限 る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
			・あり。	1	1
			・なし。	0	1
合計			2	6	

- ※1 「特殊法人等」には、国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。
- ※2 「あり」とは以下のいずれかに該当する場合である。
  - ① 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が2週間以上1ヵ月未満、及び期間終了後3ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。
  - ② 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が1ヵ月以上2ヵ月未満、及び期間終了後4ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。
  - ③ 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が2ヵ月以上3ヵ月未満、及び期間終了後5ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。
  - ④ 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が3ヵ月以上及び期間終了後6ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。

7 担当部局

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学施設部施設企画課施設契約係

T E L : 0 3 - 5 8 0 3 - 5 0 5 3

8 競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、 次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、東京医科歯科大学長から競争参 加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4 (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4 (1) 及び (3) から (12) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 2024年2月5日(月)から2024年2月13日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時30分から17時00分まで ② 提 出 先 上記7に同じ
- ③ 提出方法

申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送 (ファクシミリ又は電子メール) によるものは受け付けない。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例: $1/\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ )。

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式により作成すること。なお、①同種の工事の施工実績、③配置予定技術者の同種工事の施工経験については、2008年度 (平成20年度)以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡 しが済んでいるものに限り記載すること。
  - ① 同種工事の施工実績(別紙様式2)

上記4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6 (3) 表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料 (契約書、平面図等の写し等)を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス (CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。また、記載した工事が改修工事の場合は、平面図等の資料に赤枠で改修範囲を明示 し、改修延べ面積が確認できる資料 (計算表等)を提出すること。

なお、上記6 (3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の 適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第2条第1項により 規定する法人をいう。

② 事故及び不誠実な行為(別紙様式2)

全国又は関東甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県又は茨城県を含む区域において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内(2023年(令和5年)8月30

日以降に終了)のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

- ③ 配置予定の技術者(別紙様式3)
  - i) 配置予定技術者の同種工事の施工経験

上記4 (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記6 (3)表中「資格」、「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6 (3)表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする((ii)を含む。)。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料(契約書、平面図等の写し等)及び当該技術者が重視したことを判断できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。また、記載した工事が改修工事の場合は、平面図等の資料に赤枠で改修範囲を明示し、改修延べ面積が確認できる資料(計算表等)を提出すること。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適 正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に第2条第1項により規 定する法人をいう。

## ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事(主任(監理)技術者 又は現場代理人として従事したもののみ評価する。)の過去15年に完成した工 事成績評定通知書の写しを1部提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

・上記6(3)表中「工事成績」において、65点未満である場合。

# ④ 工事成績(別紙様式4)

管工事における2021年度以降に完成した工事成績の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、2021年度以降に完成し、工事成績評定を受けた全ての管工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記 ii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置に基づく指名停止を行うことがある。

- i)上記6(3)表中「工事成績」において、平均点が2年連続65点未満である場合。
- ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、2021年度以降に完

成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは以下のア)~エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。
- ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見され た場合。
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月に渡り改善されず繰り返され た場合。

なお、上記6 (3) 表中の「所管独立法人及び国立大学法人等」とは、別表1に 記載する法人である。

(5) IS09000・IS014000シリーズ(別紙様式4)

IS09001 及び IS014001 の取得状況について記載し、取得している場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

- ⑥ 地域精通度(緊急時の施工体制)(別紙様式4) 東京23区内及び東京23区に隣接する市町村に技術者・資器材等の拠点(本店、 支店又は営業所)があるか確認する。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の取組(別紙様式4) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について記載し、認定されている場合は、このことを証明できる資料を添付すること。
- 8 <u>施工計画(簡易型)(別紙様式 5)</u> 評価項目における技術的事項に対する所見を記載すること。別紙提案内容の注意
- ⑨ VE提案とVE提案に基づく施工計画 (別紙様式 )

VE提案により施工しようとする場合は、評価項目における技術的事項に対する所見を記載すること。VE提案を行わない場合でも本様式を提出すること。別紙様式2・別紙10の注意書きに留意の上、記載すること。

⑩ 工事全般の施工計画(別紙様式)

工事全般の施工計画として技術的事項に対する所見を記載すること。別紙様式2-・別紙11の注意書きに留意の上、記載すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うもの とし、その結果は2024年2月20日(火)までに電子入札システム(紙に より申請した場合は書面)により通知する。
- (4) その他
  - ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 東京医科歯科大学長は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に、 提出者に無断で使用しない。
  - ③ 提出された申請書等は、返却しない。
  - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
  - ⑤ 申請書及び資料の提出書類は、以下に留意すること。
  - (イ) PDF ファイル形式により提出すること。
  - (ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめて添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。容量は合計 10MB 以内に納めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。

書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記7まで持参すること。また、書類とは別に(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-Rに保存し、提出すること。

持参で書類を提出した場合は、次の内容を記載した書類(書式は自由)のみを電子

入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- 持参とする旨
- ・持参する書類の目録
- ・持参する書類の頁数
- 発送年月日

また、持参する場合は、申請書類に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑥ 申請書に関する問い合わせ先 上記7に同じ。
- 9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、東京医科歯科大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面(様式自由)により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限 2024年2月27日(火)17時00分
  - ② 提出先 上記7に同じ
  - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、2024年3月5日(火)まで に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 10 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、文部科学省電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を希望する場合は、紙による質問書を受け付けることとする。
  - ① 提出期間 2024年2月5日(月)から2024年2月15日(木)まで。
  - ② 提出方法 文部科学省電子入札システム (運用時間をポータルサイトにて確認 すること)
  - ③ 質問内容及び回答内容は、2024年2月22日(木)から2024年2月27日(火)まで、文部科学省電子入札システムにより閲覧に供する。
- (2) 紙による提出を希望する場合は、次によること。
  - ① 提出期間 2024年2月5日(月)から2024年2月15日(木)まで。 (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時30分から17時00分まで。
  - ② 場 所 上記7に同じ
  - ③ 提出方法 書面 (様式自由) を持参
  - ④ 質問内容及び回答内容は、2024年2月22日(木)から2024年2月27日(火)まで、上記7にて閲覧に供する。
- 11 入札書の提出及び開札の日時及び場所等
- (1) 入札書の提出期間 2024年2月21日(水)から2024年2月28日(水)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時30分から17時00分まで。ただし、2024年2月28日(水)は11時00分まで。
- (2)入札書の提出場所 上記7に同じ。
- (3) 開札日時 2024年2月29日(木) 13時00分
- (4) 開札場所 東京医歯科大学1号館西3階財務部・施設部打合せ室
- (5) その他 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、東京医科歯科大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 12 入札方法等

(1)入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものの場合の入札書は、上記7に持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ・電子メール)による入札は認めない。工事費

内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒を各々封印して提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

# 13 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。) なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上(特別重点調査受けた契約の相手方は、100分の30以上)とする。

# 14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額等を明らかにし、健康保険、厚生年金及び雇用保険に係る法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、PDFファイル形式により提出すること。なお、ファイル容量は10MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。容量が大きく10MB以内に収まらない場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。
- (3)入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。) 及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について東京医科歯科大学長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

#### 【表】 工事費内訳書確認事項

		(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合		
		(2)	内訳書とは無関係な書類である場合		
	1. 未提出であると認	(3)	他の工事の内訳書である場合		
	められる場合(未提出 であると同視できる場	(4)	白紙である場合		
É	うを含む。)	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)		
		(6)	内訳書が特定できない場合		
		(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合		
	2. 記載すべき事項が 欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合		

	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たして いない場合	
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合	
	(1)	発注者名に誤りがある場合	
4. 記載すべき事項に	(2)	発注案件名に誤りがある場合	
誤りがある場合	(3)	提出業者名に誤りがある場合	
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合	
5. その他未提出又は不備がある場合			

5. その他未提出又は不備がある場合

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 東京医科歯科大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、 工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各 々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利 義務を生じるものではない。

# 15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

# 16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載を した者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等 入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としてい た場合には落札決定を取り消す。

なお、東京医科歯科大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開 札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第35に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。

## 17 落札者の決定方法

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当

該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第20条に基づく価格(以下「最低基準価格」という。)を下回る場合は、同要項第24条の4の調査(低入札価格調査)を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照とすること。

#### 18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合(直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当)を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。特別重点調査の詳細については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

#### 19 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 4 (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 20 契約書作成の要否等

別冊契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

## 21 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

# 2 2 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険を締結するものとする。

#### 23 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を 行った日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に、東京医科歯科 大学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。
  - ① 提出先:上記7に同じ。
- ② 提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。
- (2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により回答する。

# 24 再苦情申立て

(1) 東京医科歯科大学長からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9(2)又は23(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により東京医科歯科大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必 着。)により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

- 25 関連情報を入手するための照会窓口 上記7に同じ。
- 26 手続きにおける交渉の有無 無
- 27 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との 随意契約により締結する予定の有無 無

## 28 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに 指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4)提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者 として申請を行うことはできない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。 開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。 くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 競争参加資格確認申請に関する質問がある場合においては、次により提出するものとする。
  - ① 提出期間 2024年2月5日(月)から2024年2月7日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。
  - ② 提出方法 メール (shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp) にて提出。
- (10) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。 なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出する ものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期間 2024年2月5日(月)から2024年2月15日(木)まで。
- ② 提出方法 文部科学省電子入札システム (運用時間をポータルサイトにて確認 すること)
- ③ 質問内容及び回答内容は、2024年2月22日(木)から2024年2月27日(火)まで、文部科学省電子入札システムにより閲覧に供する。 紙による提出を希望する場合は、次によること。
- ① 提出期間 2024年2月5日(月)から2024年2月15日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。
- ② 場所 上記7に同じ
- ③ 提出方法 書面(様式自由)を持参
- ④ 質問内容及び回答内容は、2024年2月22日(木)から2024年2月 27日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17 時00分まで。(上記7にて閲覧に供する。)
- (11) 上記18に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。

なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第7項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

- (12) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (13) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
  - ① システム操作・接続確認等の問合せ先 文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話: 0570-001184
  - ② I Cカードの不具合等発生の問合せ先 取得している I Cカードの認証機関 ただし、申請書又は応札等の締め切り時間がお

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

別表 1 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人					
大学共同利用機関法人					
人間文化研究機構	自然科学研究機構				
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構				
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構				
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館				
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構				
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構				
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会				
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)				
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター				
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所				
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構				
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所				
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構				
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団				
文部科学省共済組合	放送大学学園				

<sup>※・</sup>上記は現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても認めます。

<sup>・</sup>上記以外の国が資本金の1/2以上を出資する法人も含めます。

# 【入札説明書 別紙】

# 最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項項第20条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同要項第24条の4の調査(低入札価格調査)を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と 宣言し、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第24条の4の規定 に基づき調査を実施する。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機 関への照会等の調査を行う。
- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から(10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9) の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況
- (14) 信用状況 (建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (15) その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査(特別重点調査)を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	
7 5 %	7 0 %	7 0 %	3 0 %	

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」 及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」 は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理 費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査 の要否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は 公共建築工事積算基準(統一基準)に基づき作成すること。

- 5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4 に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要項」に基づき資料を作成の上、提出すること。(様式集については、調査対象となった場合のみ配布するものとする。)
- (1) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (2) 積算内訳書(様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3)
- (3) 下請予定業者等一覧表(様式4)
- (4) 配置予定技術者名簿(様式5)
- (5) 手持ち工事の状況 (様式6-1、様式6-2)
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(様式7)
- (7) 手持ち資材の状況(様式8-1)
- (8) 資材購入予定先一覧(様式8-2)
- (9) 手持ち機械の状況(様式9-1)
- (10) 機械リース元一覧(様式9-2)
- (11) 労務者の確保計画(様式10-1)
- (12) 工種別労務者配置計画(様式10-2)
- (13) 建設副産物の搬出地(様式11)
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式 12)
- (15) 品質確保体制(品質管理のための人員体制) (様式 13-1)
- (16) 品質確保体制(品質管理計画書) (様式 13-2)
- (17) 品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)

- (18) 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
- (19) 安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
- (20) 安全衛生管理体制 (仮設設置計画) (様式 14-3)
- (21) 安全衛生管理体制(交通誘導員設置計画)(様式14-4)
- (22) 誓約書(様式15)
- (23) 施工体制台帳 (様式 16)
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(様式17)
- 6 必要に応じ、5で求めた資料の説明資料の提出を求めることがある。
- 7 特別重点調査の対象者は、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証する ために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。
- 8 5で求めた資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、 5で求めた資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則 として1回に限り再提出等を行うことができる。
- 9 5で求めた資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者(支店長、営業所長等をいう。)から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 10 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。
- 11 5及び6の資料を期限までに提出しない場合又は9の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第35の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、受注者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。)別表第二第15号に該当することがある。
- 12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は記13に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、 監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、そ

れらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

- 14 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、「特別重点調査資料等作成要項」様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により(閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。)公表する。
- 15 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第7項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- 14 特別重点調査の結果は、公表することがある。

# 【入札説明書 別紙】

# 特別重点調查資料等作成要領

## 作成要項(各様式共通)

- 1. 入札者は、契約責任者があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- 2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、契約責任者が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- 3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入 札者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類であ る旨を各資料の右上部に明記するものとする。)。
- 4. 契約責任者は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

# 様式1 当該価格で入札した理由

### 記載要領

- 1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入 札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者 の協力等の面から記載する。
- 2. 直接工事費, 共通仮設費, 現場管理費又は一般管理費等の各費目別に, 自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに, 各理由ごとに, その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によって自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は, 本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。)。
- 3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

## 様式2-1 積算内訳書(兼) コスト縮減額算定調書①

- 1. 設計図書に対応する内訳書とする。
- 2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- 3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
- 4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札

者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書, 自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させ た合理的かつ現実的なものとする。

- 5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び 自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等 には計上しないものとする。
- 6. 現場管理費の費目には、別表に示す租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費 などを適切に計上するものとする。

このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。

- 7. 一般管理費等の費目には、別表に示す法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
- 8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額(上記3の定め に従って計上したもの)を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の 金額に計上する。
- 9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」, 「調整額」, 「お得意 様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- 10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工 種毎の縮減額を記載する。

## 添付書類

- 1. 本様式に記載する現場管理費のうち,記載要領6により別計上とした技術者及び自社 社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働 基準法(昭和22年法律第49号)第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月 分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
- 2. 上記1の添付書類のほか,下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示す もの(取引実績や購入原価等に裏付けられたもの)を添付する。ただし,以下の様式及 び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は,本様式の添付 書類として添付することを要しない。
- (注) 本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

# 様式2-2 内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②

- 1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式 を使用することによるものとする。
- 2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。
- (注) 本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

# 様式2-3 一般管理費等の内訳書

#### 記載要領

- 1. 本様式は,一般管理費等の内訳明細を記載する。
- 2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

# 様式3 VE提案等によるコスト縮減額明細書

#### 記載要領

- 1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
  - (例) 購入土 $\bigcirc$  ×  $\triangle$  =  $\blacktriangle$   $\blacktriangle$  (単価 $\bigcirc$   $\bigcirc$  円/ m) 発生土 $\bigcirc$  ×  $\blacksquare$  =  $\square$   $\square$  (単価 $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\square$   $\square$   $\square$ 
    - ◆◆m³を削減
- 2. 記載例の場合, A-B間の距離, 想定ルート, 想定移動時間等を記載する。

# 様式4 下請予定業者等一覧表

## 記載要領

- 1. 下請予定業者,直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに,契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
- 2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費, 労務費, 資材費, その他 費用の区分別の金額内訳を記載する。
- 3. 使用を予定する手持ち資材については様式8-1, 購入予定の資材については様式8-2, 使用を予定する手持ち機械については様式9-1, 直接リースを受ける予定の機械については様式9-2, 確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

#### 添付書類

- 1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書(建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの)を添付する。
- 2. 上記1の見積書に係る機械経費, 労務費, 資材費, その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が, 過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する(当分の間, 労務費について添付する書面は, 上記の見積書や契約書等の書面に代えて, その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)。

# 様式5 配置予定技術者名簿

#### 記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

# 添付書類

- 1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

# 様式6-1 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)

## 記載要領

- 1. 本様式は,契約対象工事現場付近(半径 10km 程度)の手持ち工事のうち,契約対象工事の工事費の削減に寄与するものに限り,当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象 工事のどの経費をいくら削減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付資料

- 1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした 地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経 路が分かるようにする。
- 2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

## 様式6-2 手持ち工事の状況(対象工事関連)

#### 記載要領

- 1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しをを添付する。

# 様式7 契約対象工事現場と入札者の事務所,倉庫等との関係

- 1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
- 2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に 関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、 事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。 添付書類
- 1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び

連絡経路が分かるようにする。

2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

# 様式8-1 手持ち資材の状況

# 記載要領

- 1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
- 2. 「単価(原価)」の欄には、手持ち資材の原価を記載する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)。

例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

3. 「調達先(時期)」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

#### 添付書類

- 1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。
- 3. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを 添付する。

## 様式8-2 資材購入予定先一覧

#### 記載要領

- 1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には,入札者と購入予定業者との関係を記載する。(例)協力会社,同族会社,資本提携会社等

また, 取引年数を括弧書きで記載する。

4. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する書類を、それぞれ記載する。

#### 添付書類

- 1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約,登録 書等を添付する。
- 3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造している

ことを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は 製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合 理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

# 様式9-1 手持ち機械の状況

# 記載要領

- 1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- 2. 「単価(原価)」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含む。)。 例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

# 添付書類

- 1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。
- 2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- 3. 本様式に記載した手持ち機械について,原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税(償却資産)に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所,所在地,種類,数量,取得時期,取得価格,評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。)を明らかにした書面を添付する。

# 様式9-2 機械リース元一覧

- 1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、 当該業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価以上の金額等合理的か つ現実的なものを記載する。
- 3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係 を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 また、取引年数を括弧書きで記載する。
- 5. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。)(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

## 添付書類

- 1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約,登録書等を添付する。
- 3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械を リースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引し た際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」 欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

# 様式10-1 労務者の確保計画

## 記載要領

- 1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも() 内の外書きする。
- 2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請 負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予 定の賃金の額を記載する。

- 3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- 4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等また、取引年数を括弧書きで記載する。

## 添付書類

- 1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の 支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台 帳の写し等を添付する。
- 2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- 3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

#### 様式10-2 工種別労務者配置計画

- 1. 本様式には、様式 10-1 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
- 2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

## 添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

# 様式11 建設副産物の搬出地

## 記載要領

- 1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
- 2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、 当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価以上の金額等合 理的かつ現実的なものを記載する。

# 添付書類

- 1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
- 2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

# 様式12 建設副産物の拠出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

# 記載要領

- 1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事現場への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
- 2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
- 3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
- 4. 様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ご との運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
- 5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を 記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工 事内容の予定を記載する。
- 6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
- 7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 添付書類

- 1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。

4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

# 様式13-1 品質確保体制(品質管理のための人員体制)

# 記載要領

- 1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式13-3で記載 する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- 2. 「諸費用」の欄は, 「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用 について記載するものとし, 当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に, 「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含む。)を, 「計上した工種等」 の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
- 3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金 の額を記載する。

## 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当然金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を,入札者(元請)が負担する場合にあっては,「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)。

## 様式13-2 品質管理体制(品質管理計画書)

# 記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3

で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

## 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

# 様式13-3 品質確保体制(出来形管理計画書)

## 記載要領

- 1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について 記載する。
- 2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

## 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式14-1 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

- 1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
- 2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する

費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

# 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

# 様式14-2 安全衛生管理体制(点検計画)

## 記載要領

- 1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
- 2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した 点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を 積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、 「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに 計上しているかを記載する。
- 3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を,入札者(元請)が負担する場合にあっては,「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担

する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)。

### 様式14-3 安全衛生管理体制(仮設設置計画)

#### 記載要領

- 1. 本様式は,工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画(仮設備の点検に関する事項を除く。)について記載する。
- 2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
- 3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

## 添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式14-4 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

#### 記載要領

- 1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者(元請)が負担する場合、下請予定業者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
- 2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者 から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含め、当該自社社員に支払 う予定の賃金の額を()内に外書きする。

3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に 充てる場合は、その員数を())内に外書きする。

#### 添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにそ

- の派遣予定会社の派遣実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- 3. 交通誘導員の配置方法,交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

#### 様式15 誓約書

### 記載要領

- 1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する 費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
- 2. 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
- 3. 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額に消費税等相 当額を加えた金額を記載する。
- 4. 記3の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額(本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額(いわゆるマイナス金額の一般管理費等)を含む。) (税込み)を記載する。
- 5. 「○○○円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。 添付書類
- 1. 当該年度において、契約対象工事以外の文部科学省所管の発注工事に関し、特別重点 調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴 を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業 利益金額を明らかにした書面を添付する。
- 2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
- 3. 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を 添付する。

# 様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

#### 記載要領

- 1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。 この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、そ の数が20を越えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する
- 3. 各工事ごとの予定価格,工事成績評定点等を記載する。ただし,予定価格が公表されていない場合,工事成績評定点が通知されていない場合等は,この限りでない。

## 数量公開の説明書

工事名: 東京医科歯科大学(湯島) D棟空調熱源設備等改修工事

## 1. 数量公開とは

工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を、入札参加者等に対し**参考資料**として公開、提供するものである。

## 2. 提供する数量書について

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- ①「数量公開の説明書」PDF形式 ※本紙
- ②「数量書」PDF形式

### 3. 数量の取扱いについて

数量書は、発注者の工事に関する積算の透明性、客観性、妥当性の確保とともに、入札参加者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化に資するために公開、提供するものであり、<u>国立大学法人東京医科歯科大学工事請負契約要項別紙工事請負契約基準第1に定める設計図書ではなく、参考資料(参考数量)として取り扱うこととする。</u>

#### 4. 数量書について

(1) 数量書の内容及び公開範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事費内訳書において、数量を一式としている項目の数量を記載した明細書についても、同様の扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した明細書については除くものとする。

## (2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(統一基準)
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(統一基準)
- (3) 数量書の数量

数量書における数量は、次の基準に基づき作成している。

- ·公共建築数量積算基準(統一基準)
- ・公共建築設備数量積算基準(統一基準)

## 5. 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対して質問がある場合においては、入札説明書の「28 その他」に従い質問書を提出すること。ただし、入札説明書等に対する質問書とは区別した質問書とすること。 なお、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- (2) (1) の質問に対する回答は、入札説明書の「**28 その他**」に従い閲覧に供する。

# 競争参加資格確認申請用チェックリスト

該当する確認欄にチェックを入れ、申請書類一式と合わせて提出して下さい。

工事名	東京医科歯科大学(湯島)D棟空調熱源設備等改修工事 					
申請期限	2024年2月13日(火)					
連絡先						
会社·部署名						
担当者名	電話番号					
メールアドレス						
-						

※本学担当係より申請書類の内容を確認することがあります。内容について把握している方(担当者)の連絡先を記載して下さい。

申請書類	確認項目	確認	備考
申請書類全般	・別紙様式の番号順に並べること(資料は確認項目の順に各様式の後ろに添付)		
中明者類王版	・ページ番号(通し番号)を付記		
競争参加資格確認申請 書(別紙様式1)	・文部科学省 一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写しを添付		
	・CORINS又は契約書(CORINS登録が無い場合)の写しを添付		
    同種工事の施工実績・	・同種工事の図面を添付(必要箇所)		
事故及び不誠実な行為	・求める実績が証明できる範囲を図面上に赤枠で明示		
(別紙様式2) 	・図面上に計算式を記載又は計算表を添付		図面上に面積の記載 が無い場合
	・営業停止・指名停止通知書の写しを添付		事故及び不誠実な行 為に該当する場合
	・CORINS又は契約書(CORINS登録が無い場合)の写しを添付		
	・必要箇所の図面を添付		別紙様式2と同工事の
	・求める実績が証明できる範囲を図面上に赤枠で明示		場合は省略可
配置予定技術者の資格及び同種工事の施工実	・図面上に計算式を記載又は計算表を添付		
績(別紙様式3)	・同種工事の従事役職が確認できる資料を添付		CORINS等で確認でき る場合は不要
	・実績として申請する工事の工事成績評定通知書の写し(1件)を添付		実績評価型又は簡易 型の場合
	・資格者証、免許等の写しを添付(文字・顔写真が鮮明なもの)		
	・3ヵ月以上の在職確認ができる資料(健康保険証の写し等)を添付		資格者証等に社名の 記載がある場合は不要
工事成績・地域精通度・ ISOシリーズの取組状	・過去2年度以降の工事成績相互利用登録発注機関における工事成績評定の写しを添付(工事成績評定相互利用機関を確認)		実績評価型又は簡易
況ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況(別紙様式4)	・地図・契約書・登録証等証明できる資料を添付		型の場合
施工計画(別紙様式5)	・説明資料を添付(必要に応じて)		簡易型の場合
紙入札参加希望届出書	•別紙様式参照		紙入札の場合

注1)申請にあたって、提出不要な項目については確認欄に「一」を入れること。

別紙様式1

## 競争参加資格確認申請書

国立大学法人東京医科歯科大学長 田中 雄二郎 殿

住所 商号又は名称 代表者氏名

(EII)

2024年2月2日付けで公告のありました東京医科歯科大学(湯島)D棟空調 熱源設備等改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、添付書類を添えて 申請します。

## 添付書類

- 1. 文部科学省における一般競争参加資格認定通知書の写し
- 2. 入札説明書に定める内容を記載した書面
- 3. 上記内容を証明するCORINS、契約書、資格者証等の写し

なお、下記の1から4について、誓約します。

- 1、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の 建設コンサルタント等を含む。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において 関連がある建設業者でないこと。
- 3、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- 4、添付書類の内容については事実と相違ないこと。

## 同種工事の施工実績

同種工事の判断基準			f基準	1991	2008年度(平成20年度)以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる基準を全て満たす新築、増築又は改修工事を施工した実績を有すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ① 病院又は研究施設 ② 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物 ③ 冷暖房のどちらかの能力の合計が300kW以上の中央熱源設備の新設又は更新工事の実績を含むこと。 ④ 管工事(空気調和設備工事を含むこと)
	工	事	名	称	
1	発注者名		名		
工事名称等	施	エ	場	所	(都道府県名·市町村名)
	契	約	金	額	(円単位)
4	工			期	年 月 日~ 年 月 日
受注形態等		等	単 体 / 共同企業体(出資比率 %)		
工	建	物	用	途	
事構造・階数		数			
要施工面積		積	(㎡)※改修の場合は改修延べ面積		
CORINS登録の有無			<b>「無</b>		有(CORINS登録番号 ) · 無
東京都、千葉県、埼玉県 城県に本店・支店又は営業					

## 事故及び不誠実な行為

1. 営業停止 (無 / 有 ) ※無、有 いずれかに○

東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県又は茨城県を含む区域において受けた営業停止措置のうち、2023年(令和5年)8月30日以降に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間

2. 指名停止 (無 / 有 ) ※無、有 いずれかに○

全国又は関東甲信越地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、2023年(令和5年)8月30日以降に期間が終了したものを全て記載すること。

指名停止の期間	

注1)経常建設共同企業体においては、経常建設共同企業体又は構成員のうち1者が上記に掲げる施工実績を有すること。

## 別紙様式3

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

	L 事 に : 役 職 ・	お に 氏		主任(監理)技術者○○○(フリガナを記載)
法令による資格・免許			(例) 1級管工事施工管理技士 監理技術者資格者証 監理技術者講習修了証	
同種工事の判断基準			2008年度(平成20年度)以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる基準を全て満たす新築、増築又は改修工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ① 病院又は研究施設 ② 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物 ③ 冷暖房のどちらかの能力の合計が300kW以上の中央熱源設備の新設又は更新工事の実績を含むこと。 ④ 管工事(空気調和設備工事を含むこと)	
	工事	名	称	
	発注	者	名	
	施工	場	所	(都道府県名・市町村名)
工	契 約	金	額	(円単位)
事	エ		期	年月日~ 年月日
経験	従 事	役	職	監理技術者・主任技術者・現場代理人等
の 概	建物	用	途	
要	構造	· 階	数	
	施_工	圃	積	(m) ※改修の場合は改修延べ面積
	工事	内	容	
	工事	成	績	(点)
	CORINS ~	· 0	登 録	有(CORINS登録番号 ) · 無
	工事	名	称	※従事している工事が無い場合は「無し」を記入すること。
他工事従事状況申請時の	発 注	者	名	
	施工	場	所	(都道府県・市町村名)
	契 約	金	額	(円単位)
	エ	:	期	年月日~ 年月日
	従 事	役	職	監理技術者・主任技術者・現場代理人等
	本工事と重合の対			例) 本工事に着手する前の*月*日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。
営業所の	の専任技術	者	※注2	当 · 否

注1) 申請時の他工事従事状況は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置状況 等を記入すること。従事している工事が無い場合は工事名称欄に「無し」を記入すること。

注2) 当該工事に配置予定として申請する技術者が所属する営業所の専任技術者として配置されているか否かを記入すること。

## 工事成績(実績評価型・簡易型共通)

#### i)工事成績の平均点

以下の様式に従い、管工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関(別紙参照)	2021年度	2022年度	2023年度
A:各年度の工事件数	$A_1 =$	$A_2 =$	$A_3 =$
B:各年度の工事成績の合計点数	$B_1 =$	$B_2 =$	$B_3 =$
X:各年度の平均点 X=B/A	$X_1 =$	$X_2 =$	$X_3 =$
$Y$ :全平均点 $Y = (B_1 + B_2 + B_3) / (A_1 + A_2 + A_3)$	Y=		

- 注1 実績がない場合はその旨を記入の上提出すること。
- 注2 平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。
- 注3 工事成績評定の通知書の写しを完成年度毎に整理して添付すること。
- 注4 任意の様式で年度毎に成績評定の一覧を作成し、添付すること。

## ii)工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、**2021年度以降**に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な	問題が発生した事例			有	•	無				
工事名			発注者							
完成年月日	年月	日	引渡年月日				年	月	日	
具体的な内容	容(発生時期、発生場所、	内容、原因、	対応状況等	)						

- 注1「重大な問題」とは、以下のア)~工)に記載する事項である。
  - ア)重大な人的被害を生じた事故がある場合
  - イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
  - ウ)ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
  - 工)上記の他、安全性に係る不具合が、数か月にわたり改善されず繰り返された場合
- 注2 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、入札説明書の別表1に記載される機関をいう。

## 地域精通度(緊急時の施工体制) (実績評価型)

当該丁事区域における技術者・資器	
当該工事区域における技術者・貧器	有 • 無
++ 学の 加 占の 右無	有 · <del>無</del>
材等の拠点の有無	

注 当該工事区域における技術者・資器材等の拠点がある場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

## ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況 (実績評価型・簡易型共通)

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下の認定の有無
------------------------------

- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※ 労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画 策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)
- ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

上記のいずれかの認定 有・無

注 認定がある場合は、このことを証明できる資料(認定証等)を添付すること。

## 工事成績相互利用登録機関(令和4年7月14日現在)

## ■中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関•部署等	
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課	
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課	
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課	
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所	
	内閣府大臣官房会計課	
内閣府	内閣総務官室(会計担当)	
(内閣官房)	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	
	警察庁長官官房会計課	
	警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警	
警察庁	察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部	
	警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担	
	当官が発注するもの	
>_ 7/r //>	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、	
法務省	│鑑別所、観察所、出入国在留管理庁(旧入国管理局を含む。)、公安	
調査局		
外務省	大臣官房会計課	
財務省 財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事		
文部科学省	文部科学省等	
<b>医上兴</b> 县 (A)	国立大学法人等	
厚生労働省	厚生労働省	
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課(~H27.9.30) " 予算課(H27.10.1~)	
	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道	
	開発局営繕部	
<b>园工大汉小</b>	航空局空港技術課(旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課	
国土交通省	を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。)及び機	
	械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空	
	灯火・電気技術室を除く。)	
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府	
	県の自然公園等事業担当部(局) (環境省から施行委任したものに限る)	
	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防	
	衛局(旧防衛施設局を含む。)及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設局を含む。)及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防	
防衛省	│ 衛施設支局を含む。) │ 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監	
	部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察	
	本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁	

# 紙入札参加希望届出書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 田 中 雄 二 郎 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

(EJ)

2024年2月2日付けで公告のありました東京医科歯科大学(湯島)D棟空調熱源設備等改修工事に係る入札に関して、紙による入札を希望しますのでお届けします。

## 工 事 請 負 契 約 書 (案)

## 工 事 名 <u>東京医科歯科大学(湯島)D棟空調熱源設備等改修工事</u>

請 負 代 金 額 <u>金</u>円也 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也

発注者 国立大学法人東京医科歯科大学長 田中 雄二郎 と 受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。
- 第2条 工事は、東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内において施工する。
- 第3条 着工時期は、2024年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、2025年3月31日とする。
- 第5条 契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険を締結するものとする。
- 第7条 請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支払うものとする。
- 第8条 請負代金は、金 円を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。
- 第9条 請負代金の請求書(前払金を含む)は、東京医科歯科大学施設部施設企画課に送付するものと する。
- 第10条 完成通知書は、東京医科歯科大学施設部施設企画課に送付するものとする。
- 第11条 別記の工事請負契約基準第35第8項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。
- 第12条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。
- 第 13 条 別記の工事請負契約基準第 3 7 を次のとおり読み替えるものとする。
  - 第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、2016年4月1日から2024年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、2023年4月1日から2024年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の10分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第14条 この契約についての細目は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年 月 日

発 注 者 東京都文京区湯島一丁目5番45号 国立大学法人東京医科歯科大学長

田中 雄二郎

受 注 者

1 分別解体等の方法

	刀列胜件等切刀伍						
	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)				
工程	①造成等	造成等の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
工程ごとの	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
作業内容及び解体方法	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
4及び解	④屋根	屋根の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
体方法	⑤建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
	⑤その他 ( )	その他の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
*							
2	解体工事に要する費用	円(税抜)					
3	再資源化等をする施設の	名称及び所在地					
特定	<b>ご建設資材廃棄物の種類</b>	施設の名称	所在地				
l			I I				

4	再資源化等に要する費用	(直接工事費)	 (税抜)
	(注)・運搬費を含む。		

# 図面・現場説明書等の交付方法について

請求方法は、以下のとおりとする。 なお、図面・現場説明書等は無料で交付する。

- 1. 東京医科歯科大学施設部施設企画課施設契約係 <u>shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp</u> まで電子メールを送信すること。
- 2. 電子メールの件名は、「【図面等交付希望】 (湯島) D棟空調熱源設備等改修工事」とすること。
- 3. メール本文に、「会社名、連絡先電話番号、担当者の氏名」を明記すること。
- 4. 担当者の名刺をスキャンしたPDFを添付すること。

交付期間は、2024年2月2日(金)から2024年2月28日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

2024年2月2日 国立大学法人東京医科歯科大学